第六条の十一の二	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
第六条の十二	保育士試験	地域限定保育士試験	地域限定保育士試験
	都道府県知事	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	第六条の九各号のいずれかに該当すること	地域限定保育士試験に合格したこと	
第六条の十三	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
	保育士試験	地域限定保育士試験	地域限定保育士試験
第六条の十四第一項	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
	保育士試験の	地域限定保育士試験の	地域限定保育士試験の
第六条の十四第二項	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
	保育士試験	地域限定保育士試験	地域限定保育士試験
第六条の十五	都道府県知事	第六条	第二十条の三
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	認定地方公共団体の長
第六条の十六	都道府県知事	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	認定地方公共団体の長
	より指定試験機関	より指定試験機関	より同項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）
	試験事務の全部	同項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）の全部	
	当該指定試験機関	当該指定地域試験機関	
	試験事務の範囲	地域試験事務の範囲	
第六条の十八	指定試験機関	指定地域試験機関	
	試験事務	地域試験事務	
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第六条の十九	指定試験機関	指定地域試験機関	
	第十八条の十第一項	第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法第十八条の十第一項	